
第7章

良好な景観の保全・形成に向けて

第7章 良好な景観の保全・形成に向けて

1 良好な景観の保全・形成のためのルールづくりと計画の見直し

(1) 景観まちづくりに対する支援

良好な景観の保全・形成のため、個人・団体が取り組む景観まちづくりに対しては、その費用の一部を「景観まちづくり基金」から助成することで、支援を行います。

(2) 景観賞表彰制度

景観に関する意識啓発を兼ねた「景観賞表彰制度」に継続して取り組むことで、市民が主体となった活動等が、身近な景観の保全・形成に関わっていることへの認識を深めます。

(3) 市が施工する公共施設の整備について

市が施工する公共施設(建築物・工作物等)については、その外観等が地域の景観と調和したものになるよう配慮するため、平成22年に「益田市公共施設デザイン検討委員会」を設置し、行政が率先して地域景観を考慮することとしています。

(4) 景観計画の見直し等

景観計画は、良好な景観形成の方針をはじめ、景観形成基準に基づき行為を制限するなどの規制・誘導を図るものであり、景観形成に関する総合的なマスタープランとしての役割を果たすものです。このため、市の情勢や地域の実情についての考慮はもとより、住民提案制度等を設けることで地域住民の意見を反映し、重点地区の指定や行為の制限の改訂など、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(5) 屋外広告物条例の検討

屋外広告物については、景観を形成する重要な構成要素であることから、きめ細やかな規制・誘導を図っていく必要があります。現在は、「島根県屋外広告物条例」における基準に基づき、適切な規制・誘導を行うこととしていますが、将来的には、本市の景観特性や地域性を考慮した独自の「益田市屋外広告物条例」の制定の検討を要します。

(6) 景観資源の活用に向けた整備の推進

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に基づき、景観資源の維持管理や活用を図ります。また、景観重要公共施設の整備に関する方針等についても随時検討する予定です。

(7) 文化財の保護と景観計画との連携について

中須東原遺跡が国の史跡指定を受け、『史跡中須東原遺跡整備基本計画』が策定される中、当該計画に基づく一定程度の整備により、目に見える史跡の景観としての状況や、周辺関係者の意向などを踏まえ、さらには、歴史を活かしたまちづくりの実現に向けた、まちの将来像である『歴史文化基本構想』などの策定状況を参酌した上で、文化財行政と連携し、必要に応じ景観計画へ反映させることとします。